



乙第30号証

陳述書

令和2年3月19日

大阪府労働委員会 御中



神戸第一高等学校
校長 原潤三

1. 私は平成31年4月1日から、学校法人スバルが丘学園（以下「当法人」といいます。）が運営する神戸第一高等学校（以下「当校」といいます。）において校長を務めています。
2. 当校の職員が加入する大阪教育合同労働組合（以下「本組合」といいます。）は、当法人に対し団体交渉の申し入れを行っていますが、私からは、本組合の申し入れに応じることが学校として難しいことを説明させていただきまます。
3. まず、本組合は、団体交渉を、午後1時からあるいは午後5時から開催することを求めておられます。
当法人における職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までであり、各職員はこの間通常の業務に従事しています。また、教育職員については、授業時間外の補習、部活動顧問を含む生徒指導やその監督等の業務に従事する者も多くいます。
さらに、西キャンパスに勤務する職員もあることから、そのような職員が団体交渉に参加可能な時間として考えると、終業時刻前に団体交渉を開催することは困難です。
4. また、本組合は、当校の本校内で団体交渉を行うことを求めています。
しかし、当校としては、これに応じることができないと考えています。
そもそも当校の施設は、高等学校における教育を目的とする施設であり、労使交渉を行うことを目的として設置された施設ではありませんので、団体交渉を行うに適した場所はありません。

また、当校では、原則として、夏期は午後6時30分、冬期は午後5時30分を生徒の下校時間としており、その前後の時間まで多くの生徒が部活動や勉強のために学校内に在籍しています。このような状況下で、本校内において、教育職員等の職員と学校を運営する当法人との間で団体交渉が行われた場合、これを生徒が見聞する事態が生じる可能性もあり、その場合生徒に対し不安を与える等の影響が生じるおそれもあると思います。もし生徒にそのような影響が生じることとなれば取り返しのつかないことだと思います。

また当法人には合計90名弱の職員があり、学校内において団体交渉を開催した場合、団体交渉の機密保持を図ることができないおそれもあります。

5. 当法人からは、本組合に対し、出席者の事前通知を相互に行うことを提案しています。

当法人としては、相互に信頼関係を構築して、団体交渉を円滑かつ充実して実施するためにはできる限り事前に双方氏名を通知することが望ましいと考えています。もちろん、組合自治に反する行為をする意図は一切ありませんし、突発事態等により事前通知がなされた方と異なる方が団体交渉に参加することになったとしても、そのことだけで団体交渉の開催を拒むつもりはありません。

ただ、生徒をお預かりしている学校の保安上、もしも学校内で団体交渉を行うこととなれば、通常、来校者には事前に氏名を連絡してもらうこととしているのと同様、原則として事前に氏名を連絡してもらうことをお願いすることとなります。

6. 当法人としては、団体交渉は労働法に定められた重要な権利であり、これを尊重していることは当然のことです。早期に開催条件を合意し、速やかな団体交渉の実現に応じる用意があることは従前からいささかも変更ありませんので、この旨最後に申し添えさせていただきます。

以上

陳 述 書

令和 2 年 3 月 17 日

大阪府労働委員会 御中

神戸第一高等学校
教頭 岸本二郎

1. 私は、昭和61年4月1日に学校法人スバルが丘学園（以下「当法人」といいます。）の前身である学校法人塩原学園（その後、学校法人塩原女子高等学校）が運営する塩原女子高等学校に教員として採用され、現在は神戸第一高等学校（以下「当校」といいます。）において教頭を務めています。
2. 当法人は、学校法人塩原学園の時代に、神戸第一高等学校教職員組合の前身である塩原女子高等学校教職員組合との間で、就業時間外ではあるものの、学校施設内で団体交渉を行ったことがあります。
ただし、当法人は、平成10年に、理事長が交替し、幼稚園・専門学校を運営するシオハラアカデミー（現・学校法人スマイル・アカデミー）が分離独立し、名称を学校法人塩原女子高等学校に変更しました。平成12年4月には、学校法人塩原女子高等学校から現在の学校法人スバルが丘学園に名称変更するとともに、運営する学校の名称も、神戸第一高等学校に変更し、男女共学とする等大きな改革を行っていました。
すなわち、平成10年以降、当法人はそれ以前とは全く異なる、新しい経営体制のもとで運営されているといえます。
3. そして、平成12年4月以後、神戸第一高等学校教職員組合は、当法人に対し団体交渉の申入れをしたこともなく、当法人が神戸第一高等学校教職員組合と団体交渉を行ったこともありません。
4. 当法人は、平成30年3月、数名の教育職員から神戸第一高等学校第二教職員組合を結成したとの通告を受けたとのことです。

しかし、同組合からはその後団体交渉の申入れもなく、結果、団体交渉

はこれまで一度も実施されていません。

ただ、平成30年3月20日ころ、当法人の当時の理事長が理事長室に在籍していた際に、〃〃〃〃〃教諭が一人で理事長を突然訪問し、学校運営について様々な意見を述べる等したことがありました。私は途中からその場に同席していました。

当時、学校運営については様々な問題が生じており、その中で多くの教員が理事長のもとを訪れ、意見交換を行っていました。

〃〃〃〃〃教諭も、他の職員と同様、理事長に対し学校運営について意見を述べていたのですが、その際に、要望事項を記載した協定書等書面を提示しました。しかし、そもそも〃〃〃〃〃教諭が理事長のもとを訪れたこと自体突然のことであり、内容についてもその場で即答できない申し出でした。また、理事長は毎日学校に来ているわけではなかったことから、理事長から、

教諭に対し、要望があれば事務局長に伝えておくようにと回答されました。そのうえで申し出は了解はできないものの、要望を聞いた証として、〃〃〃〃〃教諭が持参した上記書面の、あらかじめ印字されていた理事長名の横に、理事長の私印を捺印して、〃〃〃〃〃教諭が持参した書面を返還されました。

これを受けて、〃〃〃〃〃教諭は、平成30年4月から5月ころ、協定書案を修正等したうえで、当時の事務局長に要望を伝える等していましたが、結局、当法人は同組合との間で協定書を有効に締結するには至らなかったと聞いています。

その後、神戸第一高等学校第二教職員組合からは何らの連絡もありませんので、同組合が現在も存在するのか、また活動を継続しているかも全く不明です。

5. もし、現時点で神戸第一高等学校教職員組合や神戸第一高等学校第二教職員組合から団体交渉の申入れがなされた場合、当法人としては学校内で団体交渉を実施することはできないと考えています。

詳細な理由は校長の説明にも譲りますが、学校法人塩原学園時代とは、女子高から共学に変わり、またカリキュラムも大幅に変更されています。

また、以前に団体交渉を行ったときから20年以上が経過し、社会の変化とともに、生徒や保護者の意識や職員の体制等を含め学校を取り巻く環境は大きく変化していることからすれば、学校内で団体交渉を実施することは教育上も望ましいとは考えられません。

以上